重要なお知らせ

給与支払報告書や法定調書の用紙は同封しておりませんので、必要な方は国税庁HPから取得をお願いいたします。

- 用紙を取得せずとも、≪**入力用PDF**≫**の利用で簡単・便利に作成できます。手書き作成の手間が省けますので、**是非ご活用ください！
- 国税庁HPから用紙の取得が困難な方は、税務署の窓口にお申し付けください。
 なお、税務署の窓口では国税庁HPからの用紙の取得をサポートいたします。

※複写式の用紙（連続用紙を含みます）は税務署の窓口に用意しておりません。

❶ 国税庁HPへアクセス

①国税庁HPにアクセス。
②各用紙が掲載されているので、必要な用紙をクリックしてください。

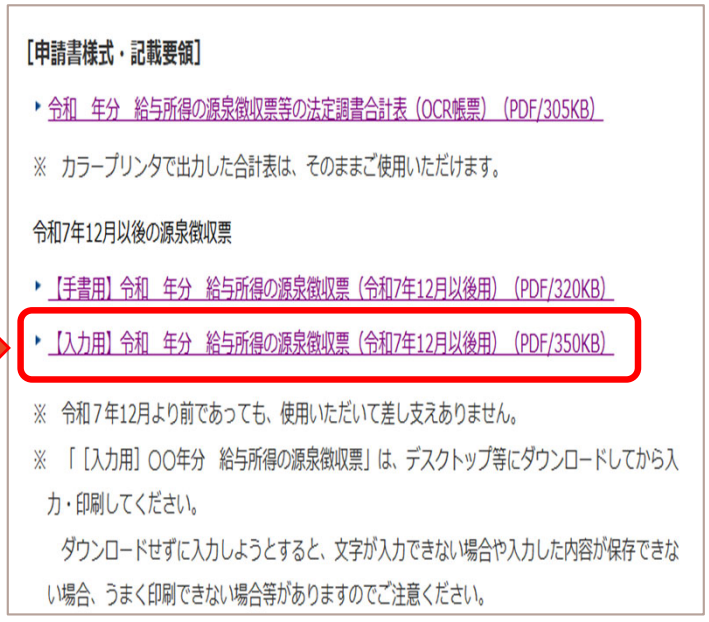
各用紙の掲載先は
こちら



❷ 【入力用】PDFが便利！！

法定調書のうち、次の6調書は【入力用】PDFを使用することで、パソコンから簡単に作成することができます！
※【入力用】PDFは、デスクトップ等にダウンロードしてから入力・印刷してください。

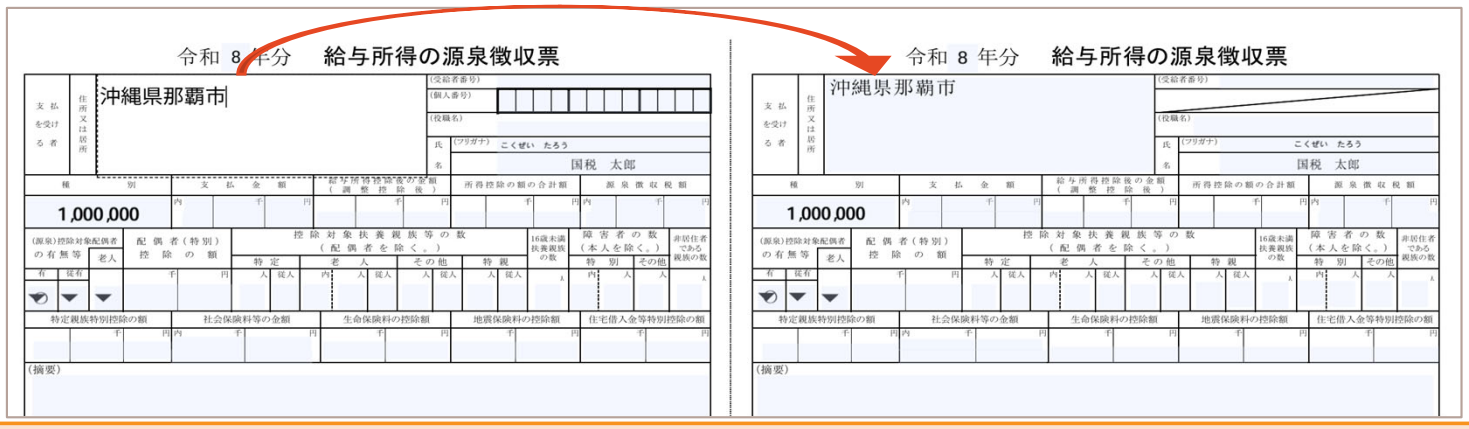
6調書
①給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書
②退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
④不動産の使用料等の支払調書
⑤不動産等の譲受けの対価の支払調書
⑥不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書



裏面もご覧ください

（参考）【入力用】PDF

どちらか一方に入力することで、もう一方にも同一の内容が反映されるため、1回の入力で提出用と本人交付用の両方を作成することができます。また、給与支払報告書（個人別明細表）と給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）の入力用PDFも掲載しております。



❸ データの保存

入力したPDFデータを保存することで、作業を途中から再開したり、入力内容の誤りを簡単に修正することができます。

また、従業員ごとにデータを保存することができるため、管理も簡単です。

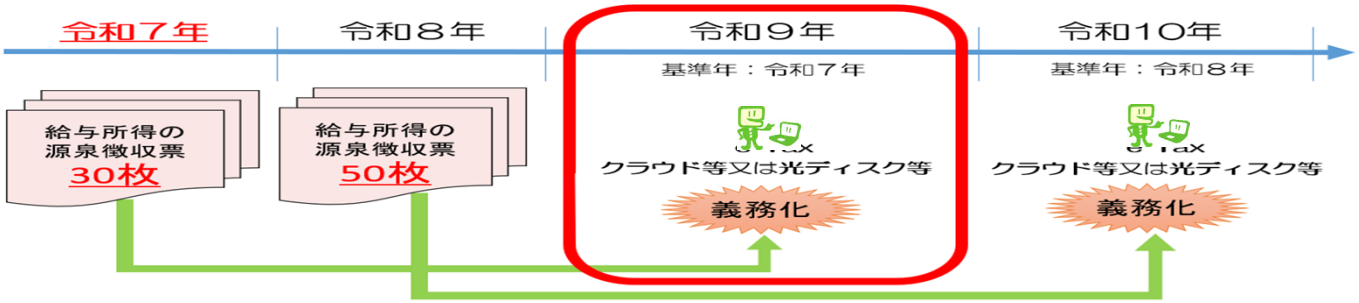


e－Tax等による提出義務基準について

令和7年中に提出すべきであった法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、令和9年1月以降に提出する法定調書を、**e-Tax等により提出する必要があります。**

該当する法定調書は、**書面での提出はできません**ので、e-Tax等による提出のご準備をお願いいたします。

※市町村へ提出する給与支払報告書につきましても、同様に**eLTAX等**により提出する必要がありますので、ご注意ください。





令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得の源泉徴収票については、給与支払報告書を市町村へ提出した場合には、**税務署への源泉徴収票の提出が不要となります。**

詳しくは、国税庁HP**「みなし提出の特設ページ」**をご確認ください。

みなし提出の特設ページ　国税庁HP

ご利用の流れ　e-tax

給与支払報告書等の提出　eLTAX